

資 循 号 外
平成23年3月21日

関係市町村の廃棄物対策担当課長 様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長
(公印省略)

災害廃棄物の保管場所の確保及び撤去等に係る留意事項について

今般の災害において大量発生したがれき類等廃棄物の処理について、下記に留意のうえ対応するようお願いします。

記

- 1 災害廃棄物を分別・処理できるまでの間、一時保管できる場所を早急に確保願いたいこと。
なお、当該一時保管場所は、瓦礫、廃自動車・船舶、廃石綿及びPCB廃棄物等が混在しないよう設定されたいこと。
- 2 当該廃棄物の中には、廃石綿やPCB廃棄物等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が混入しているおそれがあることから、当該廃棄物の撤去及び一時保管場所への移動作業には十分留意されたいこと。
なお、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課等から別添のとおり関係通知がありましたので参照願います。
- 3 災害廃棄物の一時保管場所の確保について、必要に応じて各広域振興局と連携されたいこと。
- 4 廃自動車等個別の廃棄物の具体的な処理については、関係機関と調整のうえ別途お知らせする予定です。

担当

廃棄物対策担当 松本、田村、沖田
電話：019-629-5365、5380、5381

事務連絡
平成23年3月19日

関係都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について

平成23年東北地方太平洋沖地震等により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

しかしながら、当該廃棄物の中には、廃石綿やPCB廃棄物等、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が混入しているおそれがあり、当該廃棄物の処理について適正な処理が必要とされるところです。

ついては、廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について別紙のとおり取りまとめましたので送付します。

- ・別紙1 廃石綿が混入した災害廃棄物について
- ・別紙2 災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物について

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

担当：谷口（廃石綿関係）、松崎（PCB廃棄物関係）
TEL：03-5501-3156（直通）

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

水・大気環境局大気環境課

担当：手島（モニタリング関係）
TEL：03-5521-8292（直通）

E-mail：kanri-kankyo@env.go.jp

廃石綿が混入した災害廃棄物について

石綿が使用されていた建築物等が災害により倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものの処理方法は、次のとおり。

被災場所、一時保管場所における取扱いについて

- 吹き付け石綿等の廃石綿及び廃石綿の付着・混入が疑われるものについては、石綿の飛散を防止するため、散水等により、十分に湿潤化する。
- 災害廃棄物から吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を除去等回収した場合にあっては、次のとおり取扱う。
 - ・ プラスチック袋を用いてこん包した上で、フレコンバック等丈夫な運搬容器に入れ、他の廃棄物と混合することがないように区別して保管、運搬する。
 - ・ 保管場所には、廃石綿の保管場所である旨表示する。

処理について

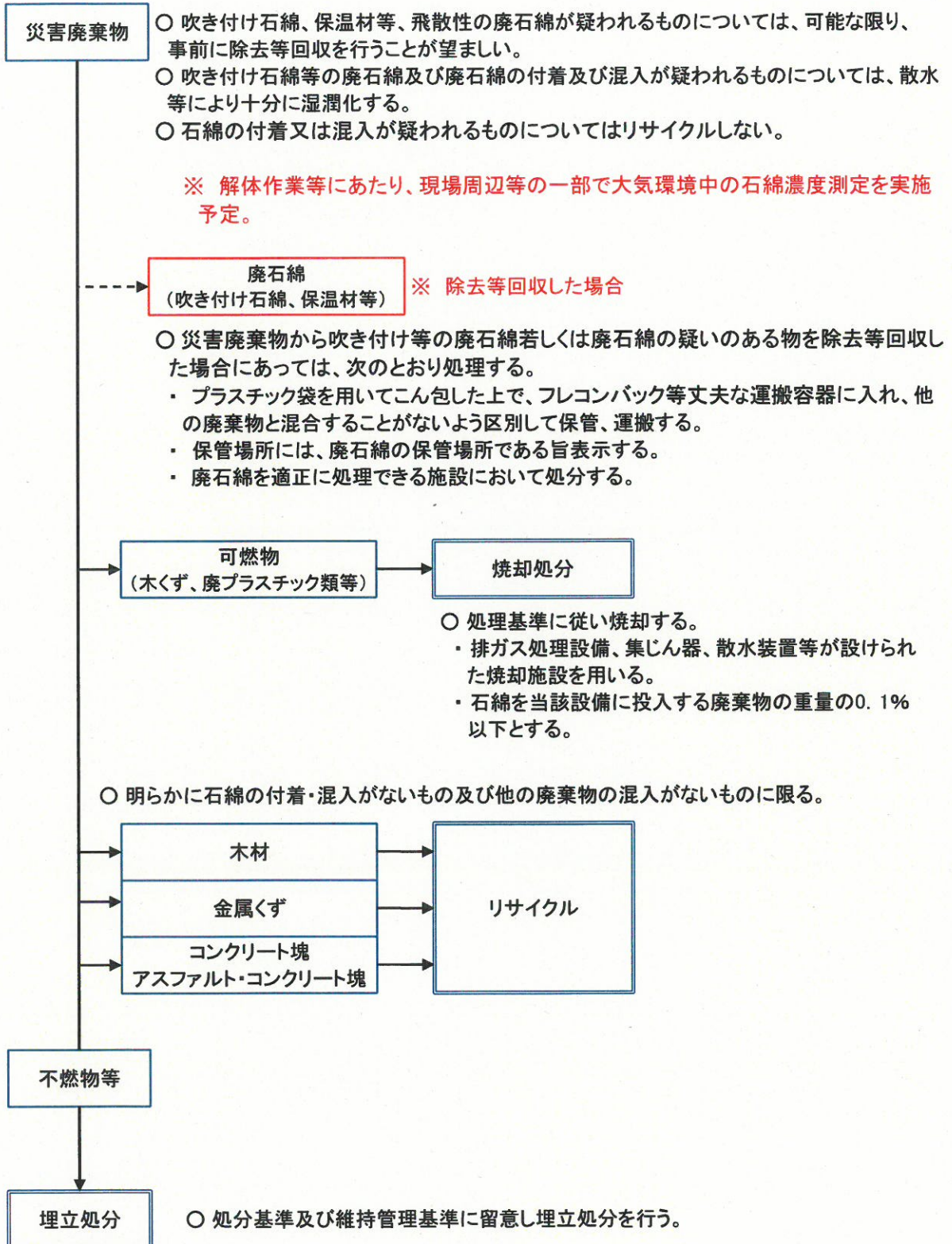
- 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物については、適正に処理できる施設において処分する。
 - 可燃物(木材、紙くず、プラスチック類等。石綿の付着が疑われるもの及び石綿の付着が微量であるものを含む。)については、排ガス処理設備、集じん器、散水装置等が設けられた焼却施設を用いて焼却することが可能である。
 - 石綿の付着・混入が疑われるもの又は倒壊した建築物等であって石綿が付着していないことが確認できないものについては、リサイクルせず、焼却処分又は埋立処分を行う。
 - 吹き付け石綿等の廃石綿若しくは廃石綿の疑いのある物を埋め立てた場合にあっては、その位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- ※ 石綿含有スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても、同様に取扱うことが望ましい。

(参考)

1. 廃掃法上の取扱いについて石綿が使用されていた建築物等が災害によって倒壊したことにより廃棄物として処理されることとなったものは、石綿建材除去事業(大気汚染防止法に規定する特定粉じん排出等作業に相当)に伴って排出された廃棄物ではないことから、吹き付け石綿等であっても、廃掃法施行令第2条の4第5号に規定する「廃石綿等」(特別管理産業廃棄物)には該当しないこと。
2. 建築物の解体等作業であって、当該作業が大気汚染防止法第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業に該当する場合にあっては、同法に規定している作業基準によること。なお、建築物等における石綿飛散防止対策に関しては「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月 環境省)(※)を参考にされたい。
(※<http://www.env.go.jp/air/asbestos/indexa.html>)
3. 石綿が使用されていた建築物等の解体作業等による石綿飛散の有無の確認や住民の不安解消を目的として、建築物の解体及び廃石綿が混入した災害廃棄物の処理現場の周辺等の一部において大気環境中の石綿濃度について調査を実施することを予定している。

廃石綿が混入した災害廃棄物について(処理フロー)

(被災地、一時保管場所)



※ 石綿スレート等、非飛散性の石綿含有廃棄物についても同様に取扱うことが望ましい。

災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物について

災害廃棄物の中には、有害物質であるPCBを含む機器(トランス、コンデンサ等)が混入している場合がある(PCBを含む機器の例は別図参照)。

PCB廃棄物は他の廃棄物と分けて、特別な管理が必要となる。

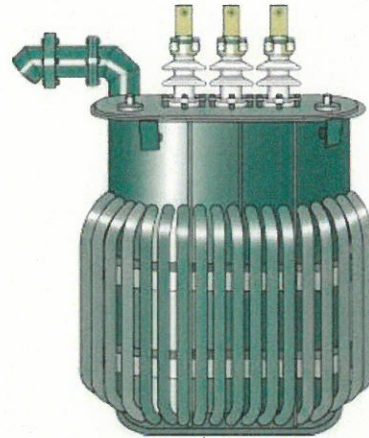
トランス・コンデンサ等の機器全てがPCBを含むものではないが、現場においてPCBの含有有無の判断がつかない場合は、PCB廃棄物とみなして分別する必要がある。

当該廃棄物を被災地において一時的に保管する際の留意点は以下のとおり。

- 保管場所にはPCB廃棄物の保管場所である旨表示する。
- PCB廃棄物は屋根のある建物内で保管するか、屋内の保管場所の確保ができない場合は、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)など、風雨にさらされず、PCB廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。
- PCB廃棄物に他の廃棄物などが混入するおそれのないよう、仕切りを設ける、離れて保管するなどの措置を講じる。
- 保管場所では、暖房などの発熱機器から十分離すなど、PCB廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。
- 地震等によりPCB廃棄物やその収納容器が落下、転倒などしないような措置を講じる。

<PCBを含む機器の例>

トランス



コンデンサ

